

【参考資料】

2 物価指数変更素案

【参考資料】2-1 等々力緑地再編整備事業について ～ 物価指数変更素案 ～

【参 考】 本事業の事業契約書で定めるサービス対価の支払い額改定方法（整備業務の当初と変更案）

当初事業契約書 別紙6（抜粋）

別紙6（サービス対価の支払額の改定方法）		
サービス対価の支払額の改定方法		
1 整備業務の対価の改定		
(1) 金利変動に伴う改定		
1) 施設引渡し・解体完了届提出前の改定		
サービス対価Bの割賦金利分の基準金利は、別紙5（サービス対価の支払方法）の2(1)2)により定める。		
2) 施設引渡し・解体完了届提出後の改定		
各基準金利の設定日より10年間が経過する直前の年度末に改定を行うものとし、当該年度末日の2銀行営業日前を改定金利確定日とする。なお、2回目の基準金利改定時においては、残存する支払期間に応じた適切な期間（テナー）となる方法を採用することとし、協議により決定する。		
(2) 物価変動に伴う改定		
1) 改定の対象		
整備業務に係る対価であるサービス対価A及びBのうち、建設業務及び解体・撤去業務に係る対価について、物価変動に基づく改定を行う。		
2) 改定に用いる物価指数		
改定に用いる物価指数は、以下のとおりとする。なお、物価指数として用いている指数がなくなる又は内容が見直されるなどにより本事業の実態に整合しなくなった場合、又はその他必要が生じた場合には、その後の対応方法について市と事業者で協議を行うものとする。		
区分	業務	使用する指標
サービス対価A及びB	建設業務及び解体・撤去業務	「建設工事費デフレーター」建設総合（国土交通省）

変更案

※ 下記以外の変更は行わない

区分	業務	使用する指標
サービス対価A及びB	球技専用スタジアム、（新）とどろきアリーナ、（新）等々力陸上競技場、スポーツセンター、プール、ランニングステーションの建設業務（土壌汚染対策は除く）	「建築費指数」工事原価 体育館（S）東京（一般財団法人 建設物価調査会）
	サッカーコートクラブハウス、テニスコートクラブハウス、ビジターセンター、屋内遊戯場、釣池（管理棟）、ランニングステーションの建設業務（土壌汚染対策は除く）	「建築費指数」工事原価 事務所（S）東京（一般財団法人 建設物価調査会）
	トイレの建設業務（土壌汚染対策は除く）	「建築費指数」工事原価 事務所（RC）東京（一般財団法人 建設物価調査会）
	上記を除く建設業務及び解体・撤去業務	「建設工事費デフレーター」建設総合（国土交通省）

